

寒川町と明治安田生命保険相互会社との町民の健康増進に関する協定書

寒川町(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり健康増進に関する連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力して行う取組を通じて、町民の健康増進や町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を連携、協力して実施するものとする。なお、その実施時期、実施方法、その他具体的な実施内容については、甲乙が協議して別途結論を得るものとする。

- (1) 甲が実施する特定健康診査、がん検診、高齢者健康診査、成人歯科検診等の受診率向上等への取組に関すること
- (2) 健康づくりに向けた取組の企画及び実施に関すること
- (3) その他、町民の健康増進に関すること

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の1カ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第4条 甲と乙は、個人が特定されるデータの提供及び交換は行わないこととする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく取組の実施により知り得た相手方の情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。なお、本協定が解除された後も同様の取扱いとする。

(協定の変更および解除)

第6条 本協定の履行に関して、特別の事情が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名・押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月10日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄 ⑩

乙 神奈川県平塚市宮の前 8-16
明治安田生命保険相互会社平塚支社
支社長 山本 恵 ⑩